

当別町地域公共交通活性化協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 当別町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便性の増進を図るため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）及び道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議することを目的とする。

(協議事項等)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- (1) 持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する事項
- (2) その他協議会が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、30名以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 当別町長が指名する者
- (2) 北海道運輸局札幌運輸支局長が指名する者
- (3) 北海道石狩振興局長が指名する者
- (4) 札幌地区バス協会の代表
- (5) 関係する道路管理者、鉄道事業者、一般乗合旅客自動車運送事業者、一般旅客自動車運送事業者、一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が所属する団体等、その他連携計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者
- (6) 当別町コミュニティバス実証運行事業参加事業者
- (7) 住民又は利用者の代表
- (8) 北海道札幌方面北警察署長が指名する者
- (9) その他協議会が必要と認める者

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、当別町長が指名し、副会長は、会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開く事ができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数の時は、議長の決するところによるものとする。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料の提出、会議への出席又は助言等を求めることができる。
- 5 協議会は、原則として公開とする。

(協議結果の取扱い)

第7条 協議会において協議が整った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(運賃協議分科会)

第8条 道路運送法第9条第4項の規定に基づき、当別町内等における住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃及び料金についての協議及びその他連絡調整を行うため、協議会に運賃協議分科会を置く。

- 2 運賃協議分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第9条 協議会の事務を処理するため、当別町企画部に事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(財務)

第10条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第11条 協議会の監査は、委員の互選により監査委員2名を決定して行う。
2 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(その他)

第12条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成20年2月1日から施行する。

(当別町地域公共交通会議設置要綱の廃止)

2 当別町地域公共交通会議設置要綱(平成19年当別町訓令第39号)は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和6年2月1日から施行する。